

平成 30 年度

さいたま市 P T A 協議会

「P T A 活動総合補償制度」の概略

- ・ P T A 団体傷害保険特約セット普通傷害保険＋細菌性食中毒補償特約
＋熱中症危険補償特約＋保険料の払込みに関する特約
- ・ 賠償責任保険（個人用）＋ P T A 賠償特別約款＋児童・生徒補償対象外特約
＋保険料支払に関する特約



PTA活動総合補償制度とは

P T A 活動総合補償制度は、 P T A の皆様の「安心できる P T A 活動」をめざし、各校 P T A の会員（保護者・教職員・ボランティアでの参加者）等および児童・生徒に生じる事故について総合的な補償を提供する制度です。

傷害保険の対象となる P T A 活動とは、

日本国内において P T A が企画・立案し主催または共催する活動で P T A 総会、運営委員会など、 P T A 会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

（例）

- さいたま市 P T A 協議会主催・共催行事
- 区 P T A または各校 P T A 主催・共催行事
例：役員会、専門委員会、各種研修会、運動会の P T A 種目への参加、
学校奉仕活動、校外パトロール・・・等
- 市教育委員会等行政機関が実施する P T A に関する事業への参加
- 日本 P T A 全国協議会等上部機関が実施する各種事業への参加
- P T A 会長が認めた関連団体への出張・・・等

保険期間 平成 30 年 4 月 1 日午後 4 時から
平成 31 年 4 月 1 日午後 4 時まで

※当パンフレットは各校 P T A で会員の皆様への説明用として概要を記しております。
詳細は、配布済み小冊子をご覧ください。

補償内容

PTA会員（保護者・教職員）等の傷害事故に対して

PTA会員とその同居の親族、代理人（※）およびボランティア（※）（会員登録された方）が、PTAの主催・共催する行事（注）に参加中（往復途上含みます）に急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガや死亡に対して補償します。細菌性食中毒またはウイルス性食中毒、熱中症（日射病、熱射病）により身体に障害が生じた場合も補償します。

（注）PTAが主催・共催する行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

（例）PTA役員会・総会、学校奉仕活動、スポーツ活動、校外パトロール等。

（※）代理人およびボランティアとは、当該行事への参加が事前にPTAより認められている場合に限りです。

児童・生徒の傷害事故に対して

児童・生徒が、PTAの主催・共催する行事に参加中（往復途上含みます）に急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガや死亡に対して補償します。（ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センターの定めるところにより、その給付対象となる場合は除きます。）細菌性食中毒またはウイルス性食中毒、熱中症（日射病、熱射病）により身体に障害が生じた場合も補償します。

各校PTAの賠償責任について

日本国内でPTA管理下（注1）中に、各校PTAが、次のような法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対して補償します。

- ・PTA活動（注2）の遂行中に、管理上のミスなどによって第三者（PTA会員・児童・生徒を含む）の身体・物に損害を与えた場合
- ・PTAが、他人から借りたスポーツ用具などをPTAや生徒が損壊・紛失したり、盗難にあたりした場合

（注1）PTA管理下とは、PTAの指揮、監督、指導下においてPTA活動（注2）を行っている間をいいます。

（PTA活動に参加するための所定の場所と自宅の往復途上は含みません。）

（注2）PTA活動とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催する活動でPTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

保険金額 と 保険料 ※各校PTAで下記プランより選択

（保険期間：1年）

プラン名		Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害保険	死亡保険金	197万円	242万円	317万円
	後遺障害保険金 （障害の程度によって）	約7.8万円～197万円	約9.6万円～242万円	約12.6万円～317万円
	入院保険金 日額（180日限度）	2,700円	3,500円	4,500円
	手術保険金（手術の際の入院の有無によって上記入院保険金日額の）	入院中10倍・入院中以外5倍 （1事故につき1回）	入院中10倍・入院中以外5倍 （1事故につき1回）	入院中10倍・入院中以外5倍 （1事故につき1回）
	通院保険金 日額（90日限度）	1,800円	2,300円	3,000円
制度掛金 （1会員（1家庭）あたり保険料）		73円	93円	120円
賠償責任保険	対人賠償（自己負担額：1千円）	1名あたり支払限度額300万円／1事故あたり支払限度額3千万円		
	対物賠償（自己負担額：1千円）	1事故あたり支払限度額200万円		
	保管物賠償（自己負担額：5千円）	1事故あたり支払限度額10万円／年間あたり支払限度額500万円		
制度掛金 （児童・生徒1名あたり保険料）		7円		

保険金をお支払いする場合

	種 類	概 要
傷 害 保 険	死亡保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。
	後遺障害保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金の4～100%をお支払いします。
	入院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、医師による治療のため入院した場合、入院日数1日につきご契約の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院に限ります。
	手術保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術:10 倍・入院を伴わない手術:5 倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払いします。
	通院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、医師による治療のため通院(往診を含みます。)した場合、通院日数 1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の実際に通院した日数のうち90日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着日数について通院したものとみなします。
賠 償 責 任 保 険	対人賠償	日本国内でのPTA活動において、その管理、運営に過失や不備があり、第三者(PTA会員・児童・生徒を含みます。)に与えた身体障害につき法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者1名につき300万円、1回の事故につき3,000万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額:1事故1,000円)
	対物賠償	日本国内でのPTA活動において、その管理、運営に過失や不備があり、第三者(PTA会員・児童・生徒を含みます。)に与えた財物損害につき法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故につき200万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額:1事故1,000円)
	保管物賠償	日本国内でのPTA活動において、第三者から借用したスポーツ用品・備品等の財物を使用、管理中に損壊、紛失または盗取され法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故につき10万円、年間あたり500万円を限度に保険金をお支払いします。 (自己負担額:1事故5,000円)

※上記傷害保険は、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒、熱中症により身体に障害が生じた場合も補償します。

※上記賠償責任保険でお支払いする保険金は以下のとおりです。(1)被害者に支払う損害賠償金(2)被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用(3)訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬(AIU損害保険㈱の事前承認が必要です)。ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。※賠償金額の決定にあたっては、事前にAIU損害保険㈱の承認が必要です。その際にAIU損害保険㈱は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことが出来ませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。

保険金がお支払いできない主な場合

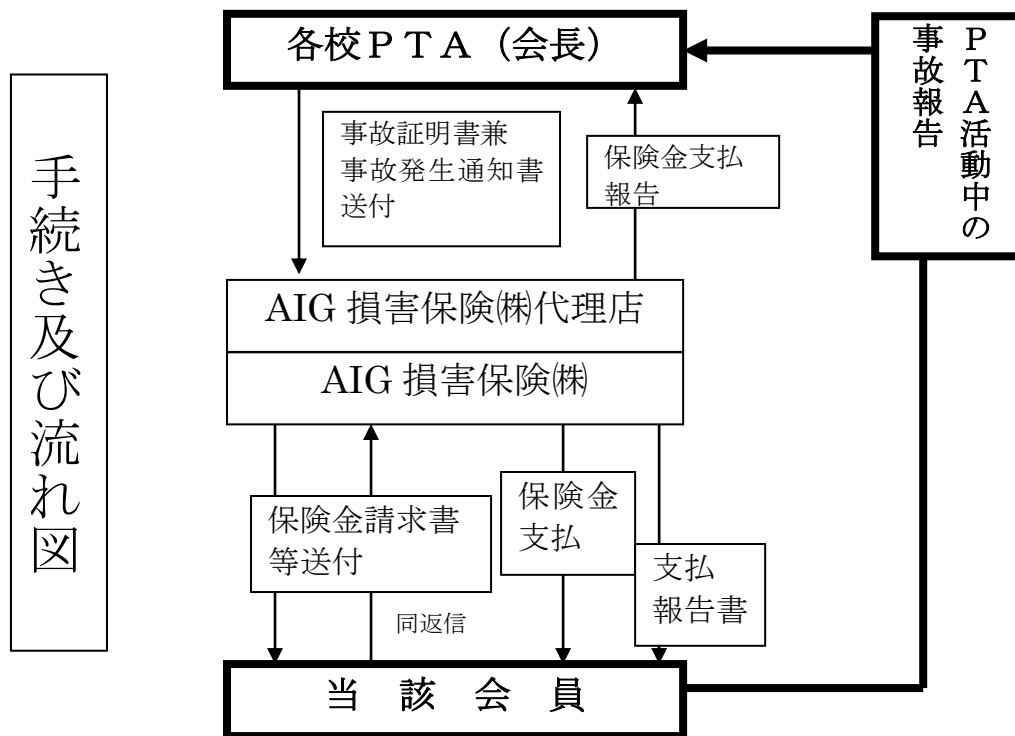
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・被保険者が自動車、バイク(原動機付自転車含む)等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ・被保険者に対する外科的手術等の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます。) ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、暴動等 ・放射線照射、放射能汚染 ・被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ・被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク等による競技・競争・興行中(練習中を含みます)に生じた事故 ・被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ ……など
賠償責任 保険	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、内乱または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用、管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・自動車・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 ・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して 30 日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 ……など

※上記「保険金をお支払いする場合」および「保険金がお支払いできない場合」については、主な場合を記載しております。事故の内容によっては、お支払いの対象となる場合がありますので、具体的内容については、取扱代理店までお問い合わせください。

事故が発生したら...

- ★その1 傷害事故の場合は、医療機関で必ず治療を受けてください。
- ★その2 被害者は各校PTA会長に事故報告をしてください。
- ★その3 各校PTA会長は事故内容を把握し、事故証明書兼事故発生通知書にて取扱代理店へ30日以内にFAXにて報告してください。その後、原本と行事を証明する書類を代理店へ送付ください。

※ご請求の内容により別途診断書の提出をお願いする場合がございます。



※ 保険金請求について

- ・ 傷害事故の場合は、ケガをした本人が保険金請求手続きをとり、保険金は本人への支払いとなります。
- ・ 賠償事故の場合は、各校PTAが保険金請求手続きを行い、AIG損害保険(株)が各校PTAへの示談援助などで相手と合意を得た後、「保険金支払い指図書」指定の口座への支払いとなります。

【ご相談・ご質問】

さいたま市PTA協議会

〒330-8501 さいたま市大宮区大門町 3-1 大宮区役所東館 1 F
TEL : 048-647-4401 FAX : 048-647-4414

引受保険会社

AIG損害保険株式会社(幹事会社)

〒330-0846 さいたま市大宮区大門町 3-54

TEL : 048-641-4050 FAX : 048-648-1129

株式会社損保ジャパン(非幹事会社)

取扱代理店

株式会社 敬愛保険

〒331-0068 さいたま市西区飯田新田 344-1

TEL : 048-622-4571 FAX : 048-624-9329

通話料無料ダイヤル : 0120-10-4571